

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
司会	<p><b>1 開会</b></p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、第3回島本町景観計画策定委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいなかご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会の出席についてご報告いたします。第3回島本町景観計画策定委員会委員7名のうち、本日は4名出席いただいております。「島本町景観計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。</p>
議長	<p>◆ <b>日程調整に関する意見と対応について</b></p> <p>改めまして、大阪公立大学の加我です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は（出席者が）少ないと感じられている方もおられると思います。ただいま事務局から4名出席との報告があり、委員会規則の規定により、2分の1以上の委員の方に出席いただいておりますので、本日の会議は成立しますが、本会議の日程調整について、本日欠席の委員からご意見をいただいておりますので、この場で紹介させていただいて共有したいと思います。</p> <p>開催日の調整について、少しトラブルがあり、欠席委員から「開催日の調整については、学識委員が公募委員より優先されているように見受けられる。拝命した以上は、立場は同じものと認識している。もし上下関係があるなら、会議の構成や会議体に対して、私の認識と差異が生じて意見が言いにくくなる。もちろん、全員が出席することがベストだと思うが、今回は、調整日以外の開催日時で、かつ、私の都合は考慮されなかった。この件を明確にしてほしい。」というご意見がありました。</p> <p>今回の日程調整の経緯としては、当初10月3日～10月14日の間で事務局が日程調整を行ってくれました。ところが、候補日についてご相談があったなかで、一番多くの皆さんにご参加いただける日が、会長も副会長も出席できない日だったため、再度、事務局に調整をお願いし、（第3回の委員会については具体的な規制内容に係る内容を議論することになるため）学識経験者2名が出席する方がよいのではないかと伝えました。それで、事務局が私と松本副会長の日程調整を行った結果、（両人とも出席できる）10月19日を開催予定日として、皆さんに日程調整をさせていただきました。本日、やむを得ない事情で急に欠席された方もおられますが、このように成立条件の限界の人数になってしまったことを、まずお詫び申し上げます。</p> <p>委員会については委員一人ひとりが納得した上で進めていきたいと考えております。本件については委員会を円滑に進める上でも重要な議論であると思いますので、今後の日程調整に関する方針として、事務局はどのように考えておられるのか、改めて確認したいと思います。</p>
事務局	<p>日程調整につきましては、日程調整が不調に終わり、再度日程調整する際につきましても、今回のように日時を指定するのではなく、候補日を複数設け、よりご参加いただきやすい環境作りに努めてまいりたいと考えております。</p>

<p>議長</p>	<p>なお、今回ご欠席の委員に対しましては、後日事務局より説明を予定しており、そこでご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。次回の委員会については、日程調整に気を付けて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今後のフォロー体制については、今回、欠席された委員に対して、事前にご意見をいただいていることもございますが、この委員会後、改めて後日説明をした上で意見を伺いたいと思っております。また、欠席された委員に説明する際は、私も同席しまして、欠席委員の意見を委員会の意見とするかどうか、皆さんと共有すべき意見があれば共有させていただきよう、多くのところは委員長預かりとしてご報告させていただき、後日共有もさせていただきたいと思っております。したがって、今後のフォローについてご理解いただければと思っております。</p> <p>ただいまの経緯等について、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(異議等、なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、欠席委員への対応については、私も同席のうえで確認させていただき、お任せいただくということで、本日の議題を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、事務局、再開させていただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p><b>◆ 進行に関する説明と資料の確認</b></p> <p>それでは進行を再開させていただきます。</p> <p>会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押していただいてからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の委員会におきましては、新型コロナウイルス対策として、換気の時間を設けさせていただくため、45分ごとに5分間の休憩時間を設定させていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>まず、事前にお配りしている資料といたしまして、「第3回島本町景観計画策定委員会 次第」「第3回島本町景観計画策定委員会 配席図」「島本町景観計画策定委員会委員名簿」「資料1 第2回島本町景観計画策定委員会会議録」「資料2 第2回島本町景観計画策定委員会 意見対応方針案」「資料3 第3回島本町景観計画策定委員会事前説明 意見対応方針案」「資料4 島本町景観計画素案」「資料5 課題・方針の整理」「資料6 島本町景観条例(骨子)の検討(案)」「資料7 島本町景観ガイドラインの構成案 参考資料として「八尾市景観ガイドライン(抜粋)」「大東市景観ガイドライン(抜粋)」次に「資料8 景観計画策定スケジュール」「資料9 景観住民ミーティングニュース」となっております。以上、資料に不足等ありませんでしょうか。</p> <p>(不足等なし)</p> <p>それでは、これからの案件の議事進行につきまして、議長よろしくお願いいたします。</p>

	<p><b>2 案件</b></p> <p><b>(1) 会議の公開について</b></p>
議長	<p>それでは、案件に入りたいと思います。まず「案件1 会議の公開について」ですが、本日、傍聴の申し出等はございますか。</p>
事務局	<p>本日は傍聴の申し出が3件ございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局よりありましたとおり、傍聴の申し出があるということですので、つきましては、島本町景観計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、「案件1 会議の公開について」は傍聴を許可することとしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので、傍聴を許可します。事務局、よろしく願いいたします。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p>傍聴者が入場されましたので、会議を続けます。</p>
議長	<p><b>(2) 島本町景観計画素案について</b></p> <p>「案件2 島本町景観計画素案」について、事務局から説明をしていただき、その後、皆さんと議論したいと思います。では、事務局、よろしく願いします。</p>
事務局	<p><b>&lt;資料説明 1～5&gt;</b></p> <p>それでは、「案件2 島本町景観計画素案」について説明させていただきます。</p> <p>資料1、資料2につきまして、資料1は前回委員会の会議録、資料2は前回委員会のご意見を踏まえてどのように対応したかという意見対応方針となります。今回の第3回委員会を開催するにあたり、委員の皆様には事前説明をさせていただく機会を設け、その際に資料2については説明させていただきましたので、今回、これについての説明は割愛させていただきます。</p> <p>事前説明の際にご意見いただいた内容をどのように反映したかについては資料3に整理し、そして、資料3の結果から、資料4「島本町景観計画素案」を整理しております。資料5は景観計画素案における現状課題や方向性がどのように結びついているのかというのを分かりやすく整理したものとなります。この資料5につきましても、事前説明の際に説明をさせていただきました。</p> <p>それでは、ただいまから資料3、4、5を基本にして説明させていただきます。資料3と資料4を合わせ見ていただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【意見対応方針案】</b></p> <p>● <b>整理番号1について</b></p> <p>資料3「整理番号1」のご意見は、資料4の景観計画のP1となります。</p> <p>「景観とは」の説明の部分で「重層的」という言葉が出ていましたが、それを分かりやすい表現にしてほしいというご意見がありましたので、P1の(1)の「①景観とは」の1つ目の箇条書</p>

きの部分で、『景観』は、見えるものの全体であり、森林や河川などの自然、建築物、道路などの人工物、そこで営まれている人々の活動といった様々な要素が重なり合って育まれたものです。」という説明に修正いたしました。

#### ● 整理番号 2 について

資料 3「整理番号 2」は、「本町が景観施策に取り組む背景」の「これまで、本町においては～」という説明について、「それをどうするのかという説明が必要ではないか」というご意見がありました。これは、資料 4 の P1「②本町が景観施策に取り組む背景」の 3 つ目の箇条書きになりますが、ここは「これまで、本町においては、大阪府の景観計画に基づく運用がなされてきましたが、本町の特性や課題を踏まえたきめ細やかな対応が求められるようになりました。」という記載になっていました。これについては、ご意見を踏まえて、今回、景観計画を策定することが本町の特性や課題を踏まえた対応となり、この景観計画の内容はこの計画自体の内容となりますので、ここでは説明をせずに「景観計画等を策定するなど、景観施策に取り組むこととしました。」と記載しております。

#### ● 整理番号 3 について

資料 3「整理番号 3」は、「景観行政団体になるということがどういうことなのか、何ができるのか、説明がほしい。」というご意見がありましたので、これに対しては、資料 4 の P2 (2) に※として景観行政団体について「景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。景観計画を定めることができ、条例で必要な規制を設けることが可能となります。」と説明を追記しています。

#### ● 整理番号 4 について

資料 3「整理番号 4」は、資料 4 の P4 (3) の箇条書きの 2 番目に関して「文法的な問題で、主語と目的語が不足している」というご意見でしたので、「そこで、本町では、」と主語が不足していた部分を追記しました。

#### ● 整理番号 5 について

資料 3「整理番号 5」は、資料 4 の P10 (2) の「自然」に対して「大沢の杉や尺代のヤマモモなど代表的な記述があると分かりやすい」というご意見がありましたので、ご意見のとおり「大沢のすぎ」「尺代のヤマモモ」などを紹介し、写真も掲載しました。

#### ● 整理番号 6 について

資料 3「整理番号 6」は、資料 4 の P10、P12 にわたって「ホタル、ヒメボタルなどシンボルとなるような生物の記述や写真があると分かりやすい」というご意見がありましたので、前述のとおり P10 で「大沢のすぎ」「尺代のヤマモモ」、P12 で「水無瀬川ホタル」「若山神社のツブラジイ林」の写真と説明を追記しました。

#### ● 整理番号 7 について

資料 3「整理番号 7」は、資料 4 の P12 について「生物多様性について記載しているのはよいが、種の多様性の記載のみになっているので、島本町の生息地（山や河川など）の多様性についても記載する方がよい」というご意見がありましたので、島本町に「北摂山系の森林、里地里山、淀川や水無瀬川の河川、農業用ため池」など様々な生息地の環境が存在することを追記しました。

#### ● 整理番号 8 について

資料 3「整理番号 8」は資料 4 の p33 について、「島本町役場の建設計画における景観形成や配

慮のポイントがあればその記載してほしい」というご意見がありましたので、P33（10）の説明書きとして、ご意見を踏まえて「新庁舎の整備では自然豊かな島本町の環境に配慮し、周辺景観に調和した外観、四季が感じられる植栽計画や眺望景観に配慮した親水空間の整備などが予定されています。」と追記しました。

#### ● 整理番号 9 について

資料3「整理番号9」は写真についてのご意見で、資料4のP33「(11) 駅前・商業地の景観」においてはまとまった商業地景観が伝わるとよいということでしたので、「水無瀬川駅前商店街」の写真に掲載しています。

#### ● 整理番号 10 について

資料3「整理番号10」は、資料4のP60について「北摂山系区域の境界が、近郊緑地保全区域境界とは一致しないがそれでよいのか」というご意見をいただきました。細かく見ると近郊緑地保全区域境界線がずれているところがありましたので、見直しを行い、修正いたしました。P60のピンクの破線が近郊緑地保全区域境界線です。今回の区域設定は、北摂山系区域と山並み配慮区域の境界を市街化区域と市街化調整区域の境界で線引きしていますが、これは原則、開発許可基準等が大きく異なる区域を境界として設定するという考えに基づいています。

#### ● 整理番号 11 について

資料3「整理番号11」は、資料4のP61になります。「区域ごとの景観形成の目標像について、①北摂山系区域と③淀川沿岸区域は、語尾を『保全する』と修正いただきたい」というご意見をいただき、①の北摂山系は山並みを保全する、②の淀川沿岸区域は河川の自然環境を保全するという側面が強くなりますので、ご指摘のとおり「保全します」と語尾を修正しました。

#### ● 整理番号 12 について

資料3「整理番号12」については、資料4のP62で「景観計画区域の名称について、『歴史的街道区域』と『市街地区域』の名称がしっくりこない」というご意見をいただきました。「歴史的街道区域」はP62の⑤のとおり「西国街道区域」と街道の固有名称を記載して、ここが西国街道であることを強調する意味でも街道名を区域名としました。

「⑦市街地区域」については、「市街化区域」と混合してしまうというご意見を受けて、「⑦一般市街地区域」と修正しました。

#### ● 整理番号 13、14 について

資料3「整理番号13」「整理番号14」については、「届出対象行為について、開発行為も対象とした方がよいのではないか」というご意見がありました。資料4のP63の折り込みページをご覧ください。赤字の部分になりますが、ご意見のとおり、建築物だけではなく、開発行為に対しても対象として「開発面積1,000㎡以上のもの」を追加し、提案させていただいております。

#### ● 整理番号 15 について

資料3「整理番号15」は、資料4のP65、P66になりますが、「山並み配慮区域と淀川沿岸区域のアクセントカラーの基準について、単調な意匠にならないようにするために、低層部のみに規定する必要はないのではないか」というご意見をいただきました。色彩については、P65の上から2番目に記載していますが、その中でアクセントカラーの規定は、ご意見を踏まえて基準から無くし、ガイドラインの方で「アクセントカラーはどういう考え方で意匠に取り入れるべきか」という考え方を示しながら誘導していきたいと考えております。

● **整理番号 16** について

資料3「整理番号16」については、同じく資料4のP65、P66において「山並み配慮区域の外壁に関する基準の記載『山並みを背景とする眺望景観から目立つ位置に長大な壁面を設置しない』は、配置の基準『山並みを背景とする景観への配慮のため、建築物の存在感が軽減する配置に配慮する』と重複するのではないか」というご意見をいただきました。ご指摘のとおり、「外壁」と「配置」に記載の重なる部分がありましたので、「外壁」の方は記載内容を削除して「配置」の方にまとめ、「山並み配慮区域」の「配置」の2つ目の箇条書きのとおり「山並みを背景とする眺望景観への配慮のため、建築物の存在感が軽減される配置に配慮する。」という基準にしております。

● **整理番号 17** について

資料3「整理番号17」は、「景観形成基準の順番について、『建築物及びこれに附属するものの配置』は後に持ってくることでいただきたい」というご意見をいただき、これはご意見のとおり修正いたしました。今回、P65に示しているとおり、建築物の主要な部分に対する基準をまず書いて、下段の青字部分の「建築物及びこれに附属するものの配置」は、後の方に順番を変更しております。

この会議開催前の事前説明の際には説明させていただきましたが、青字は大阪府景観計画の微細な変更をした基準になり、赤字は今回、島本町の基準を検討するにあたって新規で追加、または強化した基準になります。

● **整理番号 18** について

資料3「整理番号18」については、資料4の同じページで「色彩基準に関連して、『山並みとの調和』と書かれているが、どのように運用していくかが難しいと思う」というご指摘をいただきました。たとえば、山並みとの距離のどこに視点を置くかによって調和する色彩は違うし、また敷地周辺が市街地なのか、自然なのかによっても違うのではないかとご意見です。

細かく見ますと、ご指摘のとおり、敷地の周辺環境やそこに建つ建築物によって望ましい色彩は変わると思います。ただ、基準でそこまでの細かな記載をするのは難しいと考えており、今後、これを策定して運用していく際に、景観アドバイザーとの協議の制度も検討しておりますので、そのなかで適切な誘導ができるようにしていきたいと考えております。

● **整理番号 19** について

資料3「整理番号19」は、「前回、表彰制度を持つなど、良い景観形成に寄与している事例を顕彰していくことも重要だということが意見としてあったように思う」というご指摘でした。たしかに、良いものを褒めることで他が倣ってくれるような表彰制度の仕組みに関するご意見はいただいております。これに関連しますのは、資料4のP56で「(4) 景観を活かしたまちづくりの推進の施策」のなかに「景観に関する啓発活動」という記載があります。その具体の展開のなかで、そのような表彰制度も含めて、今後どのようなことを島本町で行っていくかということを考えていきたいと思っております。

● **整理番号 20** について

資料3「整理番号20」は、「町民が景観計画に興味と関心を持てるような町民向けの分かりやすい媒体の作成が必要ではないか」というご意見をいただきました。これについては景観計画の他に景観ガイドラインを作成し、住民や事業者の皆様に啓発を行う予定で考えております。

● 整理番号 21 について

資料3「整理番号 21」では、「町で住民から写真を募っているのであれば、そのストックを今後どう活かしていくかという展開が重要ではないか」というご意見をいただきました。町政施行 80 周年記念イベントとして「観光フォトコンテスト」を実施し、それにつきましては、まちの魅力発信・観光振興のために活用しております。また、ホームページのリニューアルに伴い、令和 3 年度に実施しました「町内の風景などの掲載写真の募集」につきましては、ホームページ内で活用しております。景観に係るフォトコンテスト等具体的な施策につきましても、今後、検討していきたいと考えております。

● 整理番号 22 について

資料3「整理番号 22」では、「住民の意見が景観や施策に活かされるのかが重要。今回は枠組みを作っているが、もっと踏み込んだ住民協働が今後必要ではないか」というご意見をいただきました。これについては、景観計画で具体的に書くことは難しいかもしれませんが、「住民の声が集まって計画をアップデートしていけるような仕組みがあるとよい」というご意見を踏まえて、景観施策に係る住民協働の仕組みづくりや景観計画の改訂方法等具体的な施策について、今後、検討していきたいと考えております。

また、今回の景観計画策定にあたり、住民の方と「景観ミーティング」を開催いたしましたので、どのようなご意見があったのかを後ほど紹介させていただきます。

以上で説明を終了いたします。

<意見交換>

議長

ありがとうございます。本日は、景観計画素案について、パブリックコメント前に全体を見ていただくことになろうかと思えます。前回の委員会で皆さんからご意見をいただいて、この2週間でもどのように変更したかというところを今説明していただきました。私の頭の整理も含めて全体を確認したいと思いますので、資料4の最初に戻って目次をご覧くださいと思います。

前回まで「はじめに」から「上位・関連計画」「島本町の景観の構造」等、また「住民等の景観への意識」を確認し、「景観の目標・方針」までを議論しました。この部分については、前回の委員会で「島本町の景観の良さがもっと伝わるようにしてほしい」ということから、「観光フォトコンテスト」などの過去の記念イベントを活用して写真を充実させてほしいという意見を受けて、前回から修正していただいています。

本日は「7. 景観形成の施策」と「8. 景観法に基づく事項」を重点的に検討していただき、意見交換をすることになっています。

1 ページめくっていただきまして、先ほど趨勢として紹介していただきましたが、今般、島本町は景観行政団体になり、それにあたって景観法に基づく景観計画を定め、条例で必要な規制を設ける景観条例を策定することになります。この景観条例と、続くガイドラインについては、景観計画素案に基づいて後ほど改めて議論をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それで、写真等が充実した様子を見ながら読み進めていただきますと、P55 から「7. 景観形成の施策」となりますが、そのなかで特に P56 の「(4) 景観を活かしたまちづくりの推進の施策」は、景観について継続的に取り組んでいくこと、また、これについて町民の方々にもっと親しみを持ってもらうことが記載されています。

	<p>そして、P57 から「8. 景観法に基づく事項」になりますが、「最低限遵守の誘導」「特性に応じた誘導」「重点的な誘導」を図るにあたって、今般、P58 にありますように「届出が必要な行為」を設定し、その行為について「景観アドバイザー制度」を設けること、さらには、そこでの議論も踏まえ、継続的に審議をしていく場として「景観審議会」を設けることが新たな取組みになるのではないかと思います。「アドバイザー制度」は他市でも大規模建築物を中心に持っていますし、「景観審議会」は必ずしも景観法に基づく必須条件ではありませんが、継続的に取り組んでいくということでは、都市計画審議会へ報告をする組織として「景観審議会」を設けることが、今回の大きな取組みになるかと思えます。</p> <p>P63 以降に、どのようなものが届出対象行為なのかを記載しています。通常は、建築物、工作物などを建てる時の届出が中心ですが、それを建てる場所の開発も他市では景観計画のなかに位置付けています。またアドバイザーと意見交換ができるように、開発面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為については届出対象行為とし、建物の配置や緑地の取り方なども議論ができるように設定されています。ここでは「北摂山系区域」から「一般市街地区域」まで、高さは 10m か 15m、建築面積は 500 m<sup>2</sup>から 2,000 m<sup>2</sup>まできめ細かく対話調整ができるように設定しており、P65、P66 に示したとおり、各区域ごとの行為の制限、建築物等の場合は建築物の外観、それを支える配置が重要と考えて、色彩、外壁、意匠、そして緑化の基準を設定し、同じく工作物、開発行為の基準を設定しています。実際にどうつくればよいかということについては、景観ガイドラインを設けるということで、後ほど議論をしたいと思っております。</p> <p>このような枠組みの中でこの 2 週間余り議論を行い、改めてご意見をいただきたいというのが本日の議題になります。では、委員の皆様からお気づきの点など、ご意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p><b>◆ アクセントカラーの記述が削除された経緯について</b></p> <p>資料 3 の「整理番号 15」でアクセントカラーの話がありましたが、当初はどういう経緯で書かれていて、今回なぜそれが削除されたのか、確認のために教えていただけますでしょうか。</p> <p>アクセントカラーについては、事前説明の際は「山並み配慮区域」と「淀川沿岸区域」のアクセントカラーの基準を「低層部での使用を基本とする」と記載していました。それは「山並み配慮区域」と「淀川沿岸区域」の特徴から、たとえば「淀川沿岸区域」の場合は堤防上からの視線、「山並み配慮区域」は山並みを市街地から見上げたときの視線を考えて、建築物の上部のほうが目立つと思われたため、アクセントカラーの使用は低層部を基本としたわけです。しかし、縛り過ぎではないかということと、設計の創意工夫による部分もあると思えますので、必ずしも低層部だけにアクセントカラーを規定する必要はなく、ガイドラインで考え方を示して、緩やかに誘導した方がよいのではないかという判断から、今回、基準の記載から外させていただいたという経緯があります。</p> <p>建築物の自由度もある程度は確保しようという意図があり、しかし、完全にこの意図をなくすわけではなく、ガイドラインで当初の考え方を示そうということだと理解してよいでしょうか。</p>
委員	
事務局	
委員	



事務局	はい。
委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ここは少し議論になろうかと思えます。私が意見したのですが、P65の「行為の制限」で、「建築物の外観」のところにはありましたが、P66の「工作物の外観」の「色彩」のところにも記載がありましたか。建築物の方だけでしたか。
事務局	工作物の方にも記載がありましたが、工作物も同様の考え方で、今回、基準からは削除させていただきます。
議長	<p>「建築物の外観」「工作物の外観」の双方の「色彩」のところを見ていただくと、「北摂山系区域」と「山並み配慮区域」には「外壁及び屋根等の基調となる色彩」「背景となる山並みと調和し、派手なものとしなす」「目立つような配色は行わない」と記載されていますが、これに加えて「アクセントカラーは低層部のみにします」という記載がありました。</p> <p>ここは少し迷ったのですが、建築物の意匠として考えますと、「北摂山系区域」「山並み配慮区域」は山の緑との関係性が重要になりますので、中層部や高層部でアクセントカラーが出てくるのはいかがなものかという意見もあろうかと思えます。しかし「山並み等の自然を活かすため、自然の色彩」や「基調となる色彩は、背景となる山並みと調和する」という考え方を基本として、そのなかで調和しているかどうかをしっかりと議論してはどうかと思い、改めて「低層部だけ」という記述は外してよいのではないかという意見を出させていただきました。</p> <p>ただし、「色彩」については「別表1の色彩基準を遵守すること」とありますので、これについてはP68を見ていただいて、基調とするサブカラーに加えて、アクセントカラーについては1/3以下、あるいは1/20以下と外壁に対する面積を縮小しています。そのなかでアドバイザーとの対話も含め、自由度を持たせるというよりも、アクセントカラーをうまく使いながら山並みとの調和や、背景の山との調和を議論できればということです。私としては、低層部だけではなく、中層部、高層部もしっかりと配慮してほしいという意図をもって、アクセントカラーの記載を外してはどうかと提案をさせていただいた次第です。</p> <p>ここでコロナ対策のため、5分間の休憩とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">—— 5分間休憩 ——</p>
議長	それでは、委員会を再開いたします。
委員	<p>◆ 景観アドバイザーについて</p> <p>現時点でのイメージ、あるいは他市の事例でも結構ですので、P58の「景観アドバイザー」について教えていただきたいと思えます。景観ガイドライン等に基づいて運用していくなかで、具体的に建築計画にどう落とし込んでいくかというのは重要なポイントだと考えており、ガイドラインを拝見しますと、当然幅のあるなかでの運用だと思えますが、そのなかでアドバイザーの役</p>

事務局	<p>割は重要だと感じています。具体的には、どのような知見や経験を持たれた方がアドバイザーになられて、どのような働き方をされるのでしょうか。たとえば、役場に常駐されるのか、あるいは曜日ごとにおられるのか、個別のアポイントのなかで対応されるのか、本町の場合はこれからの話だと思いますので、他市の事例等を参考に、どのような位置づけや役割、どのような方なのかということをお話していただきたいと思います。</p> <p>「景観アドバイザー」については今後設ける予定であり、現時点では、アドバイザーとして学識経験者から1人、建築士会等の推薦を受けた方から1人と考えています。1ヶ月か2ヶ月に1回の予定で日程を指定しておいて、開発行為や建築行為の対象となる方に一定規模のものがあれば、アドバイザーに指定日の1か月前くらいには計画を見ていただいて、それに対して助言をいただくということを考えています。堺市で実際に景観アドバイザー制度を導入されていますが、それらを参考に、景観を専門にされている学識の先生などをアドバイザーとして予定しています。</p>
議長	<p>松本先生は堺市の景観アドバイザーを長くされていますので、苦労された点や良かった点などをお話いただければと思います。</p>
委員	<p>堺市と茨木市のアドバイザーをしています。基本的には、役所の担当の中で処理していて、特殊な事例や専門的な知見が必要な場合に意見を求められます。場合によっては業者の方と直接話をしながら進めます。メンバーは、建築が分かる方や、造園・緑地の分野の方、私はもう少し景観全体を統合的な立場から話すことが多いという状況です。</p> <p>苦労と言いますと、「30日以内」という制限があり、この間に話をして計画をどこまで見直せるかを考えなければなりません。各主体の都合もありますので、どこまで具体的で、現実的なものに落とし込めるのかというところが勝負ではないかと思っています。</p>
委員	<p>意見の相違もあるのでしょうか。あるとすれば、どういう意見の相違なのでしょう。</p>
委員	<p>開発事業者側と役場側の解釈の相違です。事業者側は山並みに配慮をしたつもりだけでも、役場側にはもう少し具体的に「こうしてほしい」という話があるものです。そういう見解の相違をできるだけ歩み寄って解消することが必要ですから、アドバイザーは指示するものではなく、一緒に考えて応援する立場ではないかと思っています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。行為の届出から30日以内の助言と、もう一つは事前相談があります。これは事業者が役場の窓口に持ってきた時点で、景観アドバイザーの意見を聞くことができるというものです。さらに、先ほど町の担当に伝えるという話がありましたが、事業者と直接やり取りができるというのは、島本町の景観をどう作っていくかということをお話しながら進めていくことができるということであり、これは大きな成果だと思います。</p> <p>それから、「景観とは」ということをどう捉えたらよいかという、そういうことが町の担当の方々に蓄積されていくことが一番大きいと思いますので、建築に関わる方、景観を専門にされている方、造園を専門にされている方などの学識経験者と、建築士会で実際に建築設計をされてい</p>

	<p>る方からの知見を得ながら進めていただければと思います。</p> <p>先ほど、学識経験者1名、建築士会から1名というお話がありましたが、もう少し増やして、案件ごとに専門の方々に入っていただくか、どうかも含めて、進めていくこともあるかと思しますので、実際の運用のときにはご検討いただければと思います。</p>
委員	<p>たとえば、業者の方がガイドラインに基づいてある程度の計画を立て、自分たちがそれで納得して「これで大丈夫」と思って、事前相談をせずに届出を出すということはないのでしょうか。その場合は景観アドバイザーを飛ばすことになってしまうのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局はどのようなことを想定されていますか。</p>
事務局	<p>大規模な建築物や開発行為では、事前に用途地域や地域地区の確認などをするために窓口に来られます。その際に、町内全域が景観計画区域に入る予定ですので、その旨を伝え、届出対象行為も説明して、事前にそういう手続きがあることを伝えます。したがって、いきなり届出が出されることは考えにくいと思っています。</p>
議長	<p>建築行為、開発行為が進んでいくときに、どの時点で事前相談を受け付け、行為の届出を受けかということがじつは大事で、事業者が後から知って「今さらそんなことを言われても」ということもありますので、できるだけ早い素案の段階でアドバイス、助言ができるような形を周知とともに進めていただきたいと思います。他市では、茨木市も箕面市もそうですが、この事前相談を行うことが重要になっていますので、今後、事務局の方でも気をつけて進めていただければと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p><b>◆ 開発行為の届出対象について</b></p> <p>P63に「開発行為」を追加されたのはよいと思いますが、1,000㎡の基準については、確認しておきたいところがあります。調整区域の場合、それ以下のものでも開発許可の方で届出が上がってくるとは思いますが、その場合も事業者側に書類が1枚増えるだけであれば、モニタリングとして、景観の方でも把握できるような体制があってもよいのではないかと思います。市街化区域の方では1,000㎡でよいと思いますが、この1,000㎡の考え方について教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>届出対象行為の高さや建築面積を考えるうえでベースに考えていますのは、島本町付近の近隣の事例やアンケート調査、実際に過去数年間で本町に事前相談があった件数などです。他市の事例では1,000㎡以上や500㎡以上などですが、開発行為は大阪府がそれ自体を対象としていませんので、大阪府が景観行政団体の市であれば大阪府の基準になり、開発行為自体は基準がない形になります。</p>

	<p>1,000 m<sup>2</sup>という数字は、他市で1,000 m<sup>2</sup>以上を基準としている事例が多かったためです。個人的には、最初、公園などの設置義務がある3,000 m<sup>2</sup>以上かと思っていましたが、3,000 m<sup>2</sup>以上の事例はあまりなかったので、1,000 m<sup>2</sup>で落ち着いたというところです。調整区域については、変えた方がよいのではないかというご意見があり、その通りだと思いますが、一旦は一律で1,000 m<sup>2</sup>に統一させていただいています。</p>
委員	<p>むやみに基準を下げると運用上の問題も生じますので、理解はできます。実際に、市街化調整区域で1,000 m<sup>2</sup>以上はどれくらい出てくるのでしょうか。</p>
事務局	<p>市街化調整区域は基本的に建物を建てられないため、調整区域に建てられる施設等が対象になると思いますので、数年に1件程度になると思います。</p>
議長	<p>市街化区域と調整区域というよりも、その区域に応じた景観を大事にするという考え方で言えば、「北摂山系区域」の開発面積については、調整区域なのでもう少し小さい規模にして、「山並み配慮区域」は市街化区域なので1,000 m<sup>2</sup>以上という条件ではどうでしょうか。大きなものは周りに与える影響も大きくなります。調整区域については、小さなものでも一定チェックするという、そういう必要性を示すことは大事ではないかと思います。運用にも関わりますので、ご検討いただければと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見をいただきましたので、一旦内部で検討させていただきます。</p>
議長	<p>「建築物」「工作物」の行為は、建築面積、築造面積が条件になりますが、「北摂山系区域」はそれが500 m<sup>2</sup>となっています。「開発行為」については、市街化調整区域ですのであまり起こらないのかもしれませんが、福祉施設など「開発行為」として大きなものがくるケースを考えますと、建築面積、築造面積に合わせて「開発行為」も開発面積の基準を500 m<sup>2</sup>にすることも分かりやすさという点ではあるかもしれません。ご検討いただければと思います。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p>
議長	<p><b>◆ 資料5の活用について</b></p> <p>私の方から1点ありますが、資料5は景観を考えるうえで、各景観の類型別特性を「奥山の景観」から「大規模工場の景観」まで分けて捉え、「課題」「目標・方針」「景観計画区域の区分」に整理されており、それがどういう現状で、今回、景観計画区域を区分したことが一望できて分かりやすいと思います。これはパブリックコメント等、今後活用するお考えはありますか。</p>
事務局	<p>今のところ景観計画の中に織り込む予定はありませんが、会長より今ご意見をいただきましたので、ガイドラインの中に織り込むなどの活用方法について、今後検討させていただきます。</p>
議長	<p>パブリックコメントの際に参考資料として付けていただき、これも確認いただいて、それから中身を見ていただくのもよいと思いますので、ご検討いただければと思います。</p>

<p>議長</p>	<p><b>(3) 景観条例・景観ガイドラインについて</b></p> <p>では、次の案件に進みたいと思います。案件3の「景観条例・景観ガイドラインについて」です。事務局から資料6、7、参考資料の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>&lt;資料説明 資料6、7&gt;</b></p> <p><b>【島本町景観条例（骨子）の検討（案）】</b></p> <p>では、資料6「島本町景観条例（骨子）の検討（案）」をご覧ください。先ほどの景観計画でも記載がありましたが、この景観条例は、今ご審議いただいている景観計画と合わせて、景観法に基づいて町の施策を進めていくために必要な事項を定めるものであり、景観計画と景観条例が両輪となって進めていくものです。</p> <p>● <b>3つの性格</b></p> <p>景観条例は、大きく3つの性格を持つ部分で構成されています。</p> <p>1点目が、町が景観形成に取り組むにあたっての基本的な姿勢、意気込みを示す「基本条例」</p> <p>2点目が、町として取り組む景観施策の枠組みと町独自の景観施策を定める「自主条例」</p> <p>3点目が、景観法の運用のために必要な事項で、法で「この部分は条例で定めるように」と書かれている部分を受け止める「景観法委任条例」であり、この3つの部分で構成されています。</p> <p>● <b>前文</b></p> <p>全体の構成としては、まず「前文」として、町の景観の特性を踏まえて、どのような良好な景観形成を進めていくかという決意を示す部分です。</p> <p>● <b>第1章</b></p> <p>第1章は「総則」で、条例の目的や各主体の責務を規定します。</p> <p>● <b>第2章</b></p> <p>第2章は「良好な景観形成に関する施策」で、この景観計画の策定や、資源の保全という部分を定めます。</p> <p>● <b>第3章</b></p> <p>第3章は、景観法の施行に関して条例で定めておかなければならない手続き（委任事項）について規定する部分です。</p> <p>このなかで①届出の対象行為や、②その対象から除外する軽微な行為について条例で定めることとなっています。</p> <p>また、先ほど議論がありましたが、この景観法に事前協議や相談に関する事項は設けられておりませんので、町として独自に定める部分として③事前協議を入れています。</p> <p>加えて、建築行為や開発行為が終わったときに「終わりました」という④完了届の届出の規定も定められていないので、こちらも定めています。③と④については、他市でも同様の形で定める事例が多く、島本町でも必要な事項として定めようと考えているところです。</p> <p>⑤は勧告及び公表です。景観法のなかでは、届出をされた行為が景観計画に定められた制限に適合しないと認める場合は、設計の変更や必要な措置をとること、勧告することができるという制度がありますので、それについての必要な事項を定めることとします。</p> <p>⑥は変更命令です。勧告したうえで、さらに強い措置として設計の変更等の必要な措置をとる</p>

<p>議長</p>	<p>よう命令を行うことが可能であり、必要な事項を定めることとしています。</p> <p>そして⑦として、それに当たってどのような行為を対象とするかという、特定届出対象行為の規定と必要な事項を定めることとしています。</p> <p>こちらについては、これから必要な事項を検討していくこととなりますが、一旦、メニューとしてお示ししています。</p> <p>● <b>第4章</b></p> <p>第4章は、そうした景観計画に基づいて、重要な事項を調査・審議するために都市計画審議会と同様の形で「景観審議会」を条例に基づいて設置します。</p> <p>● <b>第5章</b></p> <p>第5章は、「景観アドバイザー」についての条例で、町から正式に委嘱をする形や、その所掌事項について規定するために設けようとしています。</p> <p>以上のような形で、景観計画に実行性を持たせて、町として進めていくための条例の案を検討しています。こちらにつきましては、最終、議会に上程され、議決されて設置されることとなりますが、景観計画と具体的な関係があることから、本日は説明させていただきました。</p> <p>続いて、ガイドラインの方も説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【<b>島本町景観ガイドラインの構成案</b>】</p> <p>資料7「島本町景観ガイドラインの構成案」をご覧ください。先ほどの「景観計画案」の説明のなかでも少し話題に出しましたが、この「景観ガイドライン」は主に建築設計を行う事業者向けを想定しており、事前協議の際に活用するものとなります。</p> <p>● <b>景観ガイドラインの役割</b></p> <p>景観ガイドラインの役割としては、大きく以下の3点を考えています。</p> <p>まずは、景観計画で位置づけた景観形成基準です。定性的な基準が多くなりますので、それについて解説し、趣旨を理解していただくとともに、景観形成基準の具体的な展開として「こういう工夫が考えられる」等のヒントを掲載し、より良い計画検討に役立てていただきます。</p> <p>2つ目は、島本町で大事にしたい景観は何かということを理解してもらうことです。そして、どのような景観資源があるか、どのような景観を大事にしたいのかということガイドラインで示しながら、それらに配慮した計画検討をしていただきたいと思います。</p> <p>3つ目は、届出や事前協議の制度を周知することで、そちらの手続き関係の情報も掲載する予定で考えています。</p> <p>● <b>1 はじめに</b></p> <p>構成は、下に記載した表のとおりです。</p> <p>まず、1章「はじめに」として、この景観ガイドラインの目的と、この景観計画に沿って景観形成を進めていくためには、どのような手順で考えればよいかという進め方を示します。そして、「1-3 景観の特徴」として、島本町で代表的な景観資源の解説や、大事にしていきたいと考えている景観について理解を深めていただくような解説を記載する予定です。</p> <p>● <b>2 届出対象区域と届出対象行為</b></p> <p>2章～4章が手続き関係になります。</p>

2章が届出対象区域と届出対象行為で、届出が必要となる区域や行為は景観計画に記載しているものをより分かりやすい形で解説します。

### ● 3 手続きの流れ

3章は「手続きの流れ」で、早い段階で協議してほしいことを周知する、「アドバイザー制度」などを活用できる制度の紹介を想定しています。

### ● 4 届出書類

4章の「届出書類」は、届出対象行為ごとに必要となる書類がどのようなものかということに記載する予定です。

### ● 5 景観形成基準の解説

5章は「景観形成基準の解説」になります。

まず、「景観計画」で記載しているとおり、区域ごとの景観形成の目標像を構築し、その目標像をめざすための景観形成基準の設定を伝えます。

そして、計画の方で入れているような「景観形成基準」の一覧を示したうえで、それぞれの基準に対するヒントがどこに載っているかを示し、そこに飛べるように、目次的な位置づけで「5-2」の索引を考えています。

「5-3」は、区域ごとに解説を予定しています。まず、区域ごとに重複してくる基準があるので、そちらは再掲しながら、区域ごとに切り離して見やすい形にしようと思定しています。そのため、区域ごとの作成を予定していますが、基準のヒントについてはイラストなどを用いながら、分かりやすく記載するとともに、特に「今後こういう建築物が想定される」「最近こういう建築物が多い」等、島本町で活用できるヒントに留意して、作成していきたいと考えています。

### ● 巻末資料

「巻末資料」には、各種様式やチェックリスト等、届出の際に必要な書類の様式を付けます。

#### 【参考資料】

参考資料として、他都市のガイドラインを付けています。ガイドラインとはこういうものだという参考として、見ていただければと思います。

### ● 八尾市 景観ガイドライン

最初は「八尾市 景観ガイドライン」で、P3に基準の表と、その解説頁が示されています。そして景観の区域別ごとに「どの区域にどの基準が該当するのか」を●印で整理しています。

基準ごとの解説がP5以降に載っていますが、八尾市の場合は、「なぜこの基準が設定されているのか」「この基準の目的は何なのか」という基準についての趣旨を示して、「この基準に適合させるために、こういう工夫の仕方が考えられます」という内容を「景観づくりの方法」としてイラストで示しています。

ガイドラインの基準の解説の部分は、このような形式を想定しています。

### ● 大東市 景観ガイドライン

P7以降は大東市の景観ガイドラインです。同じような仕立てになっていますが、P9に島本町の構成案でも書いているように「景観形成の進め方」を挙げて、どういう手順で計画を検討していただきたいのかということを示しています。島本町であれば、島本町の景観特性、大事にしたい資源をまず知っていただいて、それに配慮するためにどうすればよいのかということを考えていただくなど、そういう手順について簡単に示したいと思っています。説明は以上です。

議長	<p><b>&lt;意見交換&gt;</b></p> <p>ありがとうございます。「景観条例の骨子」、並びに「ガイドライン」も本日は構成を示す形で、双方とも目次だけですが、今後、先に議論いただきました「景観計画」に基づいて、それを制度的に担保することと、より分かりやすく解説するという事で、今作業を進めていただいています。これらについてご意見等はございませんか。</p>
議長	<p>● <b>景観条例（骨子）の「総則」一第2「責務」について</b></p> <p>私から質問したいのですが、資料6「島本町景観条例（骨子）の検討（案）」の「第1章 総則」の2つ目に「責務」とあります。この各主体とは、どのような主体が考えられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>第1章一第2の「責務」の主体は、島本町（行政）、事業者、住民の3者を考えています。</p>
議長	<p>「景観計画（資料4）」のP54で、各自治体である行政が基準を設け、誘導していくことと、「審議会」「アドバイザー」という施策があります。それに対する住民の責務もありますし、実際に行為をするのは住民（地権者）だと思いますが、具体化するにあたっての事業者の責務をきちんと条例のなかで位置付けておくということだと思います。</p>
委員	<p>● <b>社会経済情勢の変化と計画等の改定について</b></p> <p>手続き面のことを教えていただきたいのですが、今回、「ガイドライン」を作成されたとして、中立的な視点から見ますと、社会情勢の変化によって見直しが必要になるケースも出てこようかと思えます。たとえば、昨日、京都市の南部の経済活動に関して景観条例を見直すという新聞記事を見ましたが、先々、社会経済情勢の変化によって「ガイドライン」を見直すときは、今回と同じようにパブリックコメントと説明会を実施されると思えます。そういう点と、「条例」との関係がどうなるのか、教えていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>「景観計画」については現在策定中ですが、策定後、社会情勢の変化によってその内容がなじまなくなった場合は、必要に応じて改定が必要になると思えます。「景観計画」を改定する際は、今回のような手順をとることになると思えますが、「景観計画」を変更すれば、それに伴って「条例」も改定する必要があると思えます。</p>
議長	<p>位置づけを考えますと、今は「景観条例」がありませんが、今後は「景観条例」があつて、その中に「アドバイザー制度」「景観審議会」、届出対象行為などについて「こういうことをしなければならない」ということが位置付けられ、それに基づいて「景観計画」ができます。そして、この「景観計画」については、パブリックコメントをもって修正変更をしていきますが、その必要性については、「景観審議会」でも議論をしながら、どのタイミングで「景観計画」を改定すればよいかということが検討されることになろうかと思えます。</p> <p>もう一つ「景観ガイドライン」がありますが、これは中長期の社会経済情勢の変化をあまり気にせず、短期的に必要なに応じて修正を追加したり、抜いたりすることができます。「条例」と「景</p>



	<p>観計画」と「ガイドライン」の3つは、それぞれ改定の位置づけやタイミングが異なると思いますので、その点は整理をして運用していただければと思います。「条例」はなかなか改定できないものですし、「景観計画」は場合によっては5年、10年で改定されるかと思いますが、「ガイドライン」はもっと柔軟に対応できると思いますので、ご活用いただければと思います。大阪市では「景観読本」という形で毎年抜き差ししています。ただし「景観計画」はそう簡単にできませんし、「条例」はほぼ固定化しますので、それぞれをうまく活用していただければと思います。他はございませんか。</p>
委員	<p>● <b>ガイドラインの事前協議での使用について</b></p> <p>「ガイドライン」の説明の1行目に「事前協議の際に使用」とありますが、趣旨からするともっと早い時期にいただきたいと思います。事前協議で「こういうものがあります」と急に言われると事業者は困りますので、どのように届けるのか、ホームページに出すのか、しっかりと届ける仕組みを合わせて作っていただきたいと思います。</p> <p>内容に関しては、個別具体にはいろいろあると思いますが、大きな構成としては特に問題はないと思います。</p>
事務局	<p>「事前協議」と書かせていただいています。これは先ほどの景観計画のなかのフローの内容とは意味合いが異なります。ご指摘のとおり、協議の場で初めて見るのでは遅いので、物件調査の際や、用途地域や地域地区を調査する際に、必要に応じてガイドラインの配布を予定しています。ホームページへの掲載も予定しています。</p>
委員	<p>分かりました。勉強会など、こちらから働きかけるような動きもあればよいと思いました。</p>
議長	<p>スケジュールを立てようと思って、突然に言われると困るので、事前に知っていただくことは大事だと思います。</p>
委員	<p>建物を計画するときは、現場を見て、役場にも来るわけですが、その前にホームページで用途地域などを見て、ある程度の計画をしたうえで来るケースが多いと思いますので、「ガイドライン」はホームページに目につく形で記載していただけるとよいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。何か所かに掲載する方法もあると思います。これから景観課というものができるかもしれませんが、景観を意識する前に、都市計画や開発のところにもリンクが貼ってあって、そこからアクセスできるなど、ホームページの掲載の仕方も工夫していただけるとよいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。「条例」や「ガイドライン」の具体的内容については、第4回、第5回の委員会で議題になると思いますので、その際にまた議論いただければと思います。</p>
議長	<p><b>(4) その他</b></p> <p>それでは、「その他」に参りたいと思います。事務局から資料8、9の説明をお願いします。</p>

＜資料説明 資料8、9＞

【景観計画策定スケジュール】

事務局

「景観計画策定スケジュール」についてご説明しますので、資料8をご用意ください。

今回、10月19日に第3回の景観計画策定委員会を実施しております。この後、いただいたご意見を「景観計画」のなかに反映させていただき、「景観計画」と先ほどまとめました資料を基にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントの実施は11月15日～12月14日を予定しております。そこに「住民説明会の実施」と書いていますが、これは誤植で、今回は説明会の実施は予定しておりません。こちらでパブリックコメントを実施しました後、そのパブリックコメントでいただいたご意見を「景観計画」に反映し、その内容をもって第4回の策定委員会を開催しようと考えております。第4回でご議論いただいて、議論がまとまらないとか、再度、会議を行った方がよいという場合は、第5回として予備日を設けております。こちらは令和4年度内で実施を予定しております。

令和5年度以降については、大阪府と協議を行いまして、景観行政団体化をめざします。

【景観住民ミーティング ニュース】

事務局

続きまして、資料9についてご報告いたします。「島本町景観住民ミーティングニュース」と題した両面刷りの資料ですが、8月20日の土曜日に、島本町役場にて町民の方と一緒に町内の景観について、魅力や課題、どういことができたらいかということワークショップ形式で意見交換する会を開催いたしました。無作為に案内ハガキを送らせていただいて参加者を募り、そのなかで参加を希望された方に集まっておりました。

● 景観についてのレクチャー

松本先生に講師になっていただいて、まず景観についてレクチャーをいただきました。その内容を1枚目の下に示していますが、「景観とはどういうものをいうのか」「景観を特徴づけるものはどういうものなのか」「なぜ景観に着目するのか」「島本町の景観特性としてどのようなものがあるのか」ということ、そして今回のワークショップの趣旨をお話いただきました。

● 意見交換で出た主な意見

裏面が意見交換で出てきた主な意見です。今回、話し合ったテーマは、島本町の町全体や身近な地域の景観について感じていることとして、「魅力・大事にしたいと思う景観」「課題・気になる景観」を挙げていただきました。そのなかで出てきたキーワードを黄緑の枠で囲んでいますが、「魅力・大事にしていきたい景観」としては山並み、河川、緑、歴史、文化、「課題・気になる景観」としては商店街や建物が挙げられ、自然は大事だけれども、活かしきれていない部分や課題も一方ではあるという話がありました。

その次に「景観に着目した取組みとしてできること」として、いろいろな意見をいただきました。皆さんが島本町の景観について「非常に良い景観だと感じている」と言われていたのが印象的で、日常的に住まれているなかで、家を建てる時も、新しく建てるのではなく、空き家を使うようにしたという話をされている方がいたり、日ごろから樹木の維持管理をしているとか、そのなかで苦勞も感じられているなど、景観を大事にしながら自ら活動されている方もおられて、とても素晴らしい動きだと思いました。

そして、「できること」として「このようなワークショップの機会があれば積極的に参加した

	<p>い」というご意見や、「島本町の景観づくりをどのような方向に進めていけばよいかを話し合う場がもっと必要だ」というご意見など、積極的に前向きなお話をいただきました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;意見交換&gt;</b></p> <p>ありがとうございます。今後のスケジュールと「景観住民ミーティングニュース」をご紹介いただきました。皆さんの方から何かありますでしょうか。当日の様子を丁寧に報告いただきましたので、松本委員に少しご感想をいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今回は「景観計画」の「住みよい島本」というところで、景観ですが、暮らしを考えるとということが活動テーマになっていると思います。そういうなかで、皆さんに見ただけではなく、自分たちの暮らしや、日々の活動につながっているというところで話をしてもらえよう、私もそういうテーマで話をさせていただきました。</p> <p>そこで出た意見は裏面にまとめていただきましたが、外から島本に来られた人が多かったように思いましたので、「なぜ、この町を選んだのか」「日頃の暮らしのなかで、山並みや緑や街並みをどう捉えているのか」となど、私も住まれている方から直接意見を伺う機会はなかなかなかったので、景観に対する思いを知れてよかったです。また、こういうことを蓄積していくことで、先ほど「計画」や「ガイドライン」を更新していくという話がありましたが、そこに活かせるような蓄積が、今後もあるとよいと思いました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。これが始まりだと思いますので、いろいろなテーマで景観を考えることを継続していただければと思います。どうもお疲れ様でした。</p> <p>他にはございませんか。よろしいでしょうか。(他に意見なし)</p> <p>今後は、景観計画策定スケジュールをもう一度確認していただきますと、11月中旬以降にパブリックコメントの実施を予定しています。少し早い気もしますが、一定まとまった段階で広く意見を出していただいて、それを踏まえて第4回、第5回でもう一度検討したいと思いますので、パブリックコメントを進めていただければと思います。</p> <p>確認ですが、これは「景観計画」についてのパブリックコメントで、「条例」と「ガイドライン」は公開しないということです。(事務局に確認)「景観計画」のパブリックコメントとして実施されますので、それを受けて、またお集りいただけますよう、お願いいたします。</p> <p>以上で、私の方でお諮りする案件の協議を終わりたいと思います。進行を司会にお返しします。</p>
<p>司会</p>	<p><b>6 閉会</b></p> <p>議長、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しいなかをご出席いただき、ありがとうございました。それでは、第3回島本町景観計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>